

運 営 推 進 会 議 開 催 結 果

開催日時 令和 4 年 9 月 30 日 (金) 14時～

利用者様	1名	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から 予定しておりました運営推進会議の開催を中止とし 職員のみで実施し書面開催といたしました。
利用者様家族	0名	
地域住民の代表者	0名	
地域包括支援センター職員	1名	
事業所	3名	・次回開催日 R4年 11月 25日(金) pm 2:00～

会 議 録

◇8月9月におこなった活動報告

- *8月 1日(月)悠遊荘ワクチン注射、ほっとから2名接種に行く。
- *8月 2日(火)職員1名コロナ感染。(12日まで療養期間)
- *8月 4日(木)訪問歯科中止。
- *8月12日(金)訪問看護の日
- *8月13日(土)理美容全員・・・皆さん短くカットして頂きさっぱりとされていました。
- *8月13日(土)職員1名コロナ感染。(23日まで療養期間)
- *8月14日(日)職員会議。
- *8月15日(月)往診日 4回目ワクチン注射、利用者全員と職員2名。
- *8月17日(水)利用者Yさんコロナ感染。(訪問看護の日、抗原検査陽性反応)
- *8月18日(木)利用者Oさんコロナ感染。(訪看に来てもらい抗原検査陽性反応)
- *8月18日(木)訪問歯科中止。
- *8月20日(土)おはぎ作り。

職員がコロナ対応に追われている為他の利用者さんとおはぎ作り。

甘いものが大好きな為美味しいもっと欲しいとおかわりをしていました。

- *8月21日(日)Yさん誕生日会本人コロナの為中止
- *8月22日(月)Kさん南クリニック受診コロナの為中止
- *8月28日(日)夏祭り、コロナの為中止
- *8月29日(月)利用者様2名の方の療養期間解除になる。
- *8月31日(水)訪問看護の日。
- *9月 5日(月)Yさん救急搬送(尿路感染の為入院)
- *9月 7日(水)訪問看護の日。
- *9月10日(土) } せともの祭り(コロナ感染用心の為参加出来ず)
- *9月11日(日) }
- *9月14日(水)訪問看護の日
- *9月15日(木)訪問歯科・・・今回は3名の方が受診しました。
- *9月16日(金)往診日。
- *9月19日(月)敬老祭り、(夏祭りが出来なかったので少し盛大に行いました。)

たこ焼き大会を行い・ネギ焼・温麺・デザート・はバイキング方式で好きにお皿に
取ってもらう。その後、輪投げ大会(欲しい物がならんでいるのでその中に輪を入れて
商品をゲットする。風船釣り・金魚すくい・綿あめ作りなど皆真剣に行い好きな
商品をゲットし全員のステキな笑顔がみられました。

*9月20日(火)N様認定日

*9月21日(水)訪問看護の日

*9月22日(木)N様南クリニック受診

*9月23日(金)秋分の日(行事食)

*9月24日(土)おはぎ作りを行った。

自分で作ったおはぎは、美味しい美味しいと言いながら食べていました。

*9月28日(水)訪問看護の日

*9月29日(木)訪問歯科

*9月30日(金)運営推進会議書面開催

◇10月行事予定

*10月12日(水)理美容の日

*10月15日(土)HSさんの誕生日会

*10月24日(月)往診日

◇事故報告・・・同じ方の転倒事故が発生してしまいました。

職員でよく話し合い今後の対策を考えてまいります。

8/21 事NK様・・・掛布団が落ち拾おうとしてポータブルトイレに
掴まるように転倒。

8/26 事O様・・・窓に向かって両足を伸ばし右手でベッド柵をつかみ。
床に尻餅をついた状態であった。

8/27 事N様・・・ポータブルトイレを済ませ左手で柵右手でポータブルトイレの肘に掴まり
介助者がリハパンを上げようとしているとふらつき危ないと言いながら
左側へポータブルトイレと一緒に仰向きに転倒する。

8/28 事NG様・掛布団が下に落ちており布団に足を取られ転倒。
壁の角に右眉の所を打ち出血した。

9/7 事NO様・・・廊下を車イスで歩いている時手すりを掴もうとして前かがみになり
手すりに届かず転倒する。

9/7 事H様・・・入浴後体を一人で拭いていた所右足が滑り
肩を浴室の扉に打ち転倒した。

9/9 事NK様・居室・リビング・トイレを行ったり来たりされ靴をしっかりと
履いていなかったなので滑って転倒。

9/30 事KR様・居室にて転倒し這って出てくる転んだと言われる
腰が痛いと言われ歩く事ができる為シップで対応

*ヒヤリハットはなし。

◇身体拘束等の適正化について 9/8 職員会議にて

・拘束が拘束を生む「悪循環」について学びました。

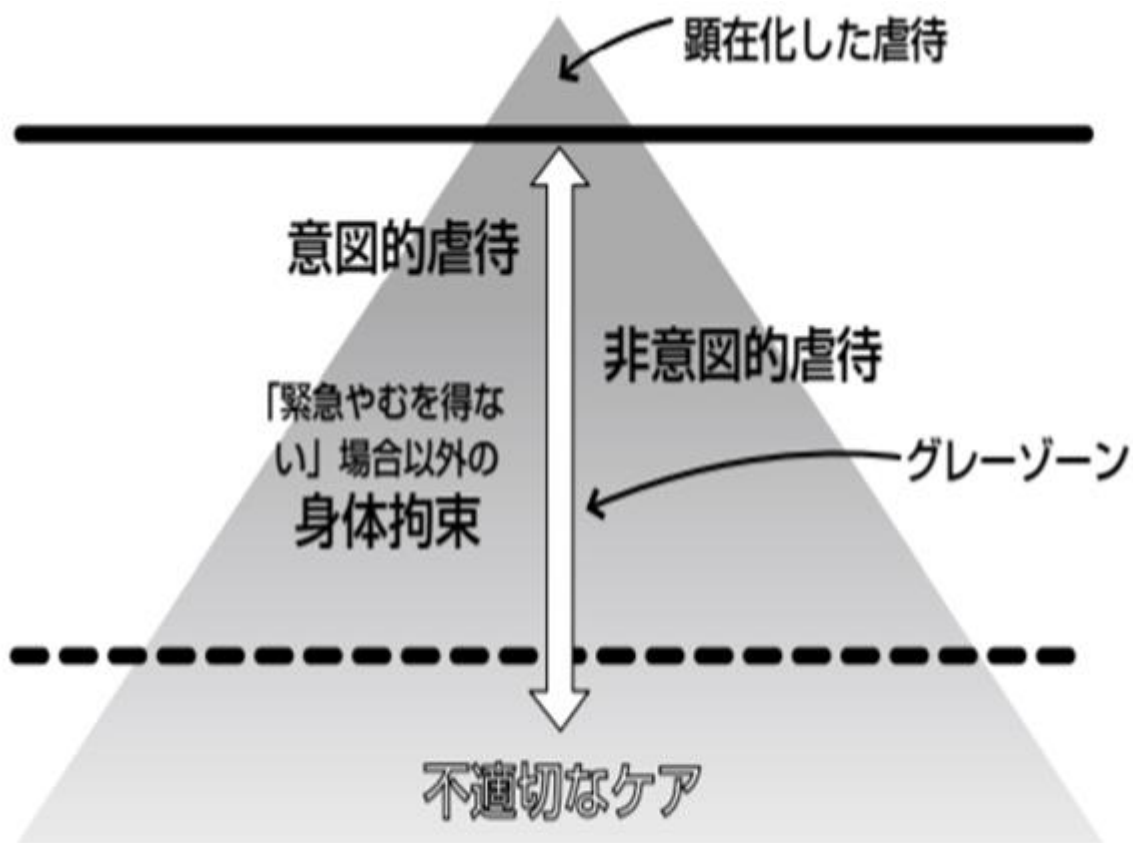
職員が忙しく業務を優先するあまり、安易に身体拘束に繋がる不適切な行為やケアが
常態化していないか？お互いに注意しチェックしていくことが大事な事であると話し合いました。

◇次回開催日 令和 4年 11月 25日 (金) 14:00～ 開催予定

拘束が拘束を生む「悪循環」

- ① 認知症症状があり、体力的に弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。
- ② せん妄や転倒など二次的、三次的な弊害を生じ、その対応のために更に拘束を必要とする状況が生み出される。
- ③ 身体機能の低下、高齢者の死期を早める結果となる。

安易な身体拘束は高齢者虐待



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

身体拘束は、基本的には高齢者虐待です。連続する不適切なケアが安易な身体拘束につながる可能性もあります。この不適切なケアについて考えていくことが重要です。

安易な身体拘束を防ぐための考え方

① 基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整えること

②

起きる	食べる	排せつする	清潔にする	活動する
-----	-----	-------	-------	------

②利用者一人ひとりの状態に合わせた適切なケアを行うこと

③関わりの中から利用者を「知る」こと

⇒伝えたくてもうまく伝えられない気持ちやサインをキャッチする。

緊急やむをえない場合の対応

切迫性	➡	利用者本人または他利用者等の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	➡	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
一時性	➡	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

● 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害

● 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

「緊急やむを得ない」場合を除いて、 身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

まとめ

身体拘束は、原則高齢者虐待となります。

リスク管理や職員の業務を優先するあまり、安易に身体拘束につながる行為や不適切なケアが常態化していないか、チェックしていくことが大切です。